

生活支援パートナー派遣事業実施要項

1. 目的

誰もが住み慣れた地域で暮らしたいと思っている中、加齢に伴う体力の衰えや気力の減退から、日常生活の中で今まで出来ていたことが困難になることがあります。そんな時、一緒に手伝ってくれる人がいたら、どんなに安心でしょう。

生活支援パートナー（以下「パートナー」という）は、支援を必要とする方の機能を活かしながら、一緒に活動することで今の生活を続けていくことを目的に派遣します。

2. 実施主体 社会福祉法人六戸町社会福祉協議会（以下「六戸町社協」という）

3. 対象 六戸町在住でおおむね65歳以上の一人暮らし、又は高齢者のみの世帯で活動をパートナーと一緒にできる方。

4. 支援内容 自立を妨げない程度の生活支援や外出支援、話し相手や趣味活動。ただし、公的サービスで利用できる支援は除く。

【例】 ゴミを集積場まで一緒に持つて行く

お墓の掃除を一緒に行う

買い物への付添い など

また、以下の事項については派遣を行わない。

（1）認知症並びに認知症の疑いがある方

（2）車両での送迎 ※公共の交通機関への同乗は可能

（3）お金の払戻しや支払いなど、金銭に関わる活動

（4）医療行為や身体介護など、専門的知識や資格が必要な活動

（5）施設内での活動

5. 派遣 パートナーの派遣時間は月曜日から金曜日までの平日8時30分から16時までとし、1回あたり1時間以内とする。ただし、1時間を超える場合は事前に相談する。

6. 利用料 10分あたり100円とし利用者は活動終了後にパートナーに支払う。

7. 従事者 パートナーは六戸町社協が主催する生活支援パートナー養成講座を修了した方とする。

8. 利用登録 派遣を希望する方は、指定の申請書を六戸町社協へ提出し登録する。

9. 利用予約 派遣を希望する方は、派遣希望日の1週間前までに予約する。